

ペルーにおける問題点と要望

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	TPP協定の暫定案文のISDS条項に対する懸念	<p>・TPP協定の暫定案文第9章(投資章)にあるISDS条項(Investor-State Dispute Settlement Clause:投資家対国家間の紛争解決条項)により、TPP参加国とのビジネスにおける偏った訴訟リスクの懸念がある。</p> <p>(対応)</p> <p>・2016年2月に12か国がTPP協定に署名したが、2017年1月に米国が離脱宣言をしたため、11か国の閣僚がTPP早期発効に向けた検討を行うことで合意し、同年11月にベトナムで開催されたTPP閣僚会合において、TPP11協定(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定:CPTPP)を大筋合意しました。2018年3月8日には、我が国を含めて11か国の閣僚がチリのサンティアゴで開催されたTPP11署名式において署名を行った。新協定では、凍結項目にISDS(投資許可、投資合意)関連規定(第9章)が含まれた。</p> <p>[TPP 11]</p> <p>第二条特定の規定の適用の停止(凍結)</p> <p>締約国は、この協定の効力発生の日に、この協定の附属書に掲げる規定の適用を停止する。締約国は、これらの規定のうち一又は二以上の規定の適用の停止を終了させることに締約国が合意する時まで、当該規定の適用を停止する。</p> <p>・2018年7月20日現在、我が国を含む3カ国が国内手続を完了し、協定の寄託国であるニュージーランドに対し通報済み。</p> <p>日本政府は、2018年7月6日、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11協定)の国内手続の完了について、本6日、茂木経済再生担当大臣から駐日ニュージーランド大使に伝達するとともに、在ニュージーランド大使館から寄託国であるニュージーランド政府宛てに通報を行った。</p>	・ISDS条項に対する再検討。	・TPP協定の暫定案文
		(1)	私的複製補償金制度	<p>・ペルーで2003年に記録媒体に関し、私的複製補償金制度が導入され、CD-RやDVD、カセットテープに補償金がかけられている。</p> <p>しかし、その私的複製補償金制度は、徴収の合理性や分配の透明性に欠けるなど、デジタル化・ネットワーク化の進んだ現代においては、もはや時代遅れで不合理な制度である。</p> <p>なお、日本では、私的録音に関しては既に事実上の制度凍結の状況になっており、私的録画に関してもデジタル放送に著作権保護技術が適用されていることを背景に補償金制度の対象ではないとの司法判断(知財高裁)が示され、2012年11月の最高裁の棄却決定により確定している。</p> <p>(継続)</p>	<p>・私的複製補償金制度を有する国についてはデジタル化・ネットワーク化の進んだ時代に合致した合理的な制度への見直しを要望したい。</p> <p>・同制度を有しない国については導入しないことを求めるが、同制度導入する場合には上記の見直しと同様の配慮を要望したい(例えば、一律に汎用品に課金しない等、使用実態に基く損失に応じた課金基準の法文化)。</p>	
			機器利用時・通信過程における一時的蓄積及び情報通信の技術を利用した役務提供のための利用	<p>・通信の過程、著作物の視聴・実行の過程、情報通信の技術を利用した役務提供の過程において、その処理を円滑かつ効率的に行うために必要と認められる限度で複製が可能であるべき。</p> <p>なお、日本では著作権法47条の8(電子計算機における著作物の利用に伴う複製)、著作権法47条の5(送信の障害の防止等のための複製)により権利制限されている。また、平成24年の改正法案(47条の9 情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用)でもさらなる権利制限がされようとしている。</p> <p>(継続)</p>	・機器利用時・通信過程における一時的蓄積に関する権利制限及び情報通信の技術を利用した役務提供のための利用に関する権利制限の導入。	
17 知的財産制度運用	日機輸	(3)	情報解析研究のための複製等	<p>・コンピュータ等を用いた情報解析を行うために必要と認められる限度で複製が認められるべき。</p> <p>なお、日本では著作権法47条の7により権利制限されている。</p> <p>(継続)</p>	・情報解析研究のための複製等に係る権利制限の導入。	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
17	日機輸	(4)	インターネット情報の検索サービスを実施するための複製等	・インターネット情報の検索サービスを提供するために必要と認められる限度で複製が認められるべき。 なお、日本では著作権法47条の6により、違法に送信可能化されていた著作物であることを知ったときはそれを用いないこと等の条件の下で権利制限されている。 (継続)	・インターネット情報の検索サービスを実施するための複製等に係る権利制限の導入。		
	日機輸	(5)	技術の開発又は実用化のための試験に係る複製等	・録音、録画その他の技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合に、必要と認められる限度で利用が認められるべき。 なお、日本では著作権法30条の4で権利制限がされようとしている。 (継続)	・技術の開発又は実用化のための試験に係る複製等の権利制限の導入。		
22	環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1)	家電リサイクル法の回収率	・2012年に公布された生産者責任法(政令001-2012)に基づいた官報RM200-2015で、2016年より対象品目(TV、オーディオ等)の回収目標が定められており、回収における全ての責任が生産者、もしくは輸入者に課せられている。回収目標は、2016年は過去3年間の生産・輸入量平均の4%で、翌年以降3%ずつ漸増。消費者の「不要家電の廃棄」という概念がない(保管、親戚などへの譲渡など)中、2018年の10%という回収目標は困難であり、今後更に回収目標が増えていく法規では遵守が難しい。	・実態に即した公正な法規設定。 例： - 政府、地方自治体、消費者を含む、全てのステークホルダーでの役割分担。 - 回収目標の見直し、もしくは、輸入者の目標ではなく「国家」としての回収目標への規程修正。	・12年6月 政令001-2012 (生産者責任法制定) ・14年12月改正案 RM406-2014 ・15年8月 RM200-2015 官報公示 ・16年4月施行(計画書提出後、即実施要請) ・17年12月 総合管理法(政令014-2017)公表